

（R4.4月～）預かり保育利用料等に対する補助金の 補助対象外となる認可外保育施設について

世田谷区では、認可外保育施設の保育の質を確保するため、無償化の対象となる認可外保育施設を、国が定める指導監督基準を満たす施設に限定する条例を制定しました。

令和4年4月以降、一部の認可外保育施設・ベビーシッター（世田谷区外の施設を含む）の利用料は、無償化（預かり保育利用料等に対する補助金）の補助対象外となっておりますので、ご注意ください。

※ 在籍する幼稚園の預かり保育、認証保育所、保育室、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業、ほっとステイのご利用分は、引き続き補助対象となります。

補助対象となる認可外保育施設の確認方法

◆区内の認可外施設をご利用する場合◆

世田谷区ホームページ（下記）の「無償化対象施設一覧」における「認可外保育施設（施設）（居宅訪問型事業）」の表中、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付日」をご確認ください。日付が入っている施設が対象です。（今後、対象施設は追加される場合があります）。

世田谷区ホームページ（<https://www.city.setagaya.lg.jp/>）

ページ番号：181959

ホーム → 目次から探す → 子ども・教育・若者支援 → 幼児教育の無償化 → 無償化対象施設一覧



◆区外の認可外施設をご利用する場合◆

利用する施設、または施設の所在地の自治体へお問い合わせください。お問い合わせの際、ご利用の施設が次の3点を満たしているかをご確認ください。

- ① 都道府県等への設置の届出を提出しているか。
- ② 区市町村への確認申請を行い、確認を受けているか。
- ③ 認可外保育施設指導監督基準を満たしていて、証明書が交付されているか。

全て満たしている場合は、補助対象になります。

<条例制定の考え方>（世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例）

令和元年10月1日から実施されている幼児教育・保育無償化（以下、「無償化」という）について、国は、国の定める認可外保育施設基準（以下、「基準」という）を満たさない認可外保育施設についても、令和6年9月までは経過措置として無償化の対象としていますが、市区町村の条例で無償化の対象範囲を、基準を満たす施設に限定することが可能とされています。

世田谷区では、子どもの安全や保育の質の確保の観点から、施設が最低でも国が定めた基準を満たすことが必要であると考えため、国の経過措置期間ではありますが、無償化の開始から2年半の猶予期間を設けた上で、令和4年4月より、認可外保育施設の無償化対象範囲を、基準を満たす施設に限定する条例を制定し経過措置期間を終了します。

問い合わせ先

世田谷区 子ども・若者部 子ども・若者支援課 私学係 電話03-5432-2066